平成２２年（フ）第２２７号
静岡県富士市大淵2235番地の22
債務者　難波　由貴
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　　弘
4　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６９９号
神戸市中央区中尾町２番１―809号
債務者　桑原　泰弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　耕士
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９６号
兵庫県姫路市船津町2027番地７
債務者　宮川　義則
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９５号
兵庫県たつの市新宮町吉島768番地
債務者　石田　　勝
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県明石市西明石西町１丁目９番８号
債務者　柴田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９号
愛知県一宮市猿海道３丁目１番44号　コーポ三和Ⅱ４Ｂ
債務者　奥野　　聖
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１２２号
熊本市富合町榎津277番地４
債務者　紫垣　明人
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４１号
長崎県長崎市高城台２丁目９番22号
債務者　松尾恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　浩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７０号
千葉県匝瑳市平木1366番地
債務者　常世田民子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７８号
千葉県東金市堀上203番地３　シャルマンＣ―102
債務者　浅野　吉彦
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
千葉県山武市木原249番地29
債務者　石渡　貴志
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
千葉県山武市木原249番地29
債務者　石渡　一枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
三重県伊勢市曽祢２丁目３番10号
債務者　中村五十鈴
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
静岡県菊川市加茂1028番地の３
債務者　太田一二四
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
愛知県北設楽郡東栄町大字下田字松ノ本９番地１
債務者　原田志げ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部